

国民健康保険に加入されている皆様へ

平成30年4月から

国保制度が変わります!

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営していますが、平成30年4月からは県と市町村が共同保険者となって運営します。



なぜ都道府県が国保の運営に加わるの？

国保を将来にわたって安定して守り続けるためです!

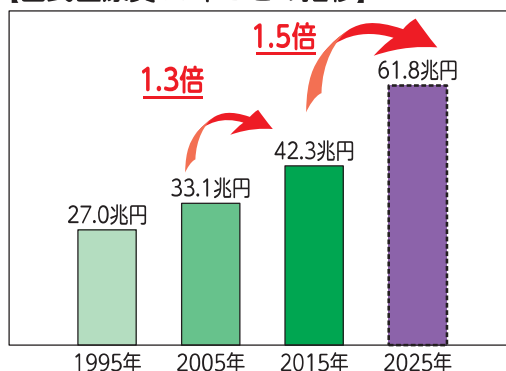


この10年で、70歳以上の高齢者数は**1.3倍**になりました。国民医療費は2005年から2015年にかけては**1.3倍**となり、2015年から2025年にかけては**1.5倍**になり、ますます増える見込です。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年4月からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

【国民医療費10年ごとの推移】



新しい国保における県と市町村の役割

県の役割

財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保など国保運営の中心的な役割を担います。

- 国保運営方針（県内の統一的な方針）の策定
- 給付費用を市町村へ交付 等

市町村の役割

加入者（被保険者）に身近な事業を引き続き実施する役割を担います。

- 資格管理（保険証の発行）
- 保険料（税）率の決定
- 保険料（税）の賦課・徴収
- 保険給付の決定・支給
- 特定健診、特定保健指導の実施 等

変わること

国保の資格管理は都道府県単位となります

今回の改正により、都道府県単位で国民健康保険被保険者の資格を管理することになり、県内の他の市町村へ転居した場合でも資格は継続します。

ただし、**保険証は市町村ごとに交付しますので、これまでどおり、転居前の市町村へ保険証を返却し、転居先の市町村で改めて保険証の交付を受ける必要があります。**

これに伴い、高額療養費の多数該当（12ヶ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられるもの）については、同一都道府県内の転居であり、世帯の継続性がみとめられる場合は、転居前の支給も通算して多数該当の回数に含めることとなります。

【例】	6月	7月	8月	同一都道府県で転居した場合			
これまで	1回目	2回目	3回目	9月 1回目	10月 2回目	11月 3回目	12月 4回目
平成30年度以降	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

★ここから該当

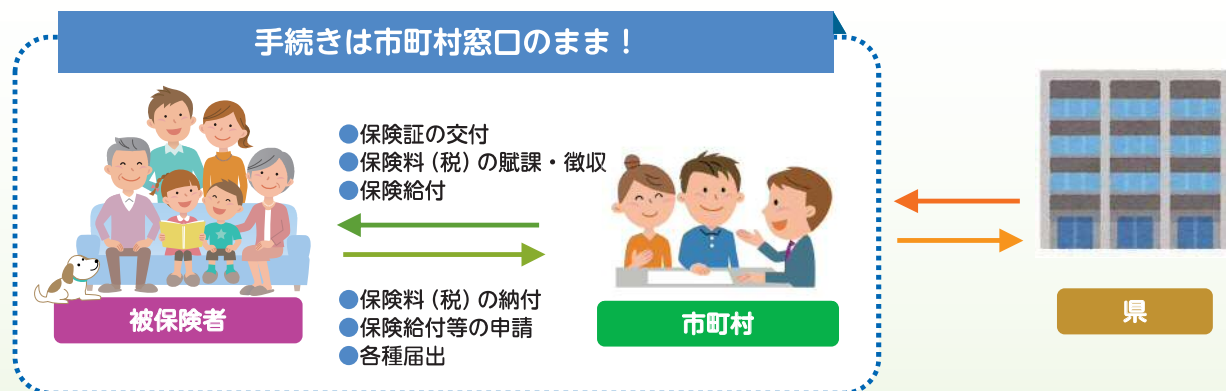
★ここから該当



変わらないこと

みなさんの国保の届出等の窓口は変わりません

県が、国民健康保険の保険者に加わりますが、**みなさんの医療機関へのかかり方は、これまでと変わりません。**各種申請や届出なども、これまでどおり、お住まいの市町村担当窓口で行います。また、保険料（税）もお住まいの市町村に納めます。



お問い合わせ先

お住まいの市町村の国民健康保険窓口へお問い合わせください。



国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。

平成30年4月からの国民健康保険制度の見直しにご理解とご協力をお願いいたします。